

檜山北部3町合併協議会

第4回 新町建設計画策定小委員会

日 時 平成16年10月18日（月）13時30分

場 所 北檜山町健康センター

【檜山北部3町合併協議会】

檜山北部3町合併協議会 第4回新町建設計画策定小委員会会議次第

平成16年10月18日(月) 13:30~15:11 場所:北檜山町健康センター

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事

会議録署名委員の指名について

(1) 議案第1号 新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について(継続協議)

- ① 新町における医療施策について
- ② 基本施策に係る主要事業の修正について
- ③ まちづくりプラン案の修正について
- ④ 第8章「財政計画」の策定について

(2) 議案第2号 新町まちづくりプラン(新町建設計画)ダイジェット版の作成について

4. その他
5. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 大 野 忠 勝 委 員 朝 倉 満

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 濱 口 勝 利 委 員 用 名 要 一

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 斉 藤 洋 一 郎 委 員 中 山 修 身

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○欠席委員

な し

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 副 幹 事 長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫
幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣 ” 水 野 幸 雄

○小委員会事務局

事務局長 道 高
書 記 小 板 橋

勉
司

事務局長 駒 谷 正 義
町づくり推進係長 山 内 保 夫

事務局長 成 田 円 裕

1. 開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、皆さん、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから第4回の新町建設計画策定小委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、平田委員長よりごあいさつを申し上げます。

2. 委員長あいさつ

((道高事務局長)

あいさつは省略ということにさせていただきます。

3. 議 事

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけですが、初めに小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要になっております。本日の出席委員は10名でございます。全員でございます。7名以上の出席がありますので、会議は成立していることを報告をさせていただきます。

なお、当小委員会運営要綱第6条第2項によりまして、会議の議長は委員長が当たることになっておりますので、委員長、よろしくお願ひしたいと思います。

(平田委員長)

それでは早速、議題の中に入っていきたいと思いますが、きょうはまたお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提案しております議題については、きょうこの協議をいただきますと、小委員会に付託されました新町まちづくりプランの策定については、今回をもって一通りの協議が終わることになりますので、ひとつよろしくご協議のほどお願ひ申し上げたいと思います。

なお、今後、軽微な変更、また一部追加、また軽微な修正等につきましては、そういう部分が出ましたら、町長会議等に一任させていただきたいなど、そう思っておりますが、ここで皆さんのご了解をいただきたいなど思っています。なお、これが最後の小委員会ではなくて、また11月の初旬に小委員会を開催したいと。その節はもしそういう変更があれば、その時点でまたご報告申し上げたいというふうに思っています。そういうような取り計らいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づく規定によりまして、

内田東一委員と小田千秋委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号の新町まちづくりプランの策定について、①の新町における医療施設についてを議題といたします。

この件につきましては、第2回の小委員会において幹事会からの報告を受けて、それを協議いただきまして方向づけを行い、第7回の協議会にその経過報告をしたところでございますが、報告については口頭報告にとどめておりました。その関係から、この内容について再度ご協議いただきまして、小委員会のまとめとして文書をもってまちづくりプランの策定における附帯意見として報告したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思っております。

なお、この中で、道南ロイヤル病院の名前も出ているわけでございまして、道南ロイヤル病院につきましては、一応の話し合いもしております、一応の了承を得ているということでございますが、なお同病院が計画されている諸整備拡充計画については、今後そのものが出た時点で改めてご報告申し上げたいと思っております。

前回のまとめの以後においても、その内容をさらに専門部会、幹事会、町長会議等でさらに検討を重ねて新町における医療施策の構想としてまとめた原案でございますので、その点についてご了承をいただいて、改めて協議をお願い申し上げたいと思っております。

それで、配付しております資料について、事務局の方から説明いたさせます。

(駒谷事務局次長)

それでは、本日机の上にお配りさせていただいております資料、「新町における医療施策について」という資料を使いましてご説明させていただきます。

1ページ、表紙をめくっていただきますと、新町における医療施策についてという標題があるかと思っております。この関係につきましては、ただいま委員長の方からもお話しされましたように、第2回のこの小委員会におきまして原案を検討していただき、報告した部分でございます。それから内容につきましては大きく変わっている部分はございませんけれども、2ページ目をお開きいただきたいと思っております。2ページ目の上から3行目から、この「かかる諸情勢から」の部分でございますけれども、この部分の最後の行、一番下の行でございますけれども、この部分を前回と若干変えたという部分がございます。確認させていただきますけれども、「かかる情勢から現有で人工透析治療などの高度医療や療養型病床、リハビリ機能などが充実している道南ロイヤル病院の外来診療体制の充実や手術室の拡張等、一層の機能拡充を図り、主幹病院としての役割を担ってもらうことが最善と考える」というまとめでございます。前回のところは役割を担ってもらうという部分でしめているものでございます。

これを受けまして②、次のサテライト医療の機関でございます。ここも一部変更をしてございます。「老朽化が進んでいる大成町と北檜山町の国保病院について、当面病院として継続し、瀬棚町国保診療所とともに予防医療に重点を置き、主幹病院のサテライトとして公立の診療所とする」というものでございます。ここの部分につきましては、一番上の行でございますけれども、「国保病院について当面病院として継続し」、これは協議の段階で、財産の取扱いの関係で現行のとおり引

き継ぐという観点から、まず引き継ぐ時点では病院のままということをごさいますして、当面病院として継続して、その後に診療所化を図っていくという考え方のものをごさいます。

あと、③の救急医療体制については前回から変更をしてごさいますせん。④につきましても、同様でごさいます、変更はしてごさいますせん。次の3ページでごさいますけれども、この⑤から⑥も前回から変更をしてごさいますせん。

2の新町において検討すべき課題、この部分の関係につきましても変更されている部分でごさいます。①でごさいますけれども、北檜山、大成両国保病院の診療所移行に伴う運営内容や職員の身分上の問題について、これでごさいます。以降が新町において検討すべき課題として、②公と民の医療機関の業務提携についてでごさいます。この③から以降は変更している部分はごさいますせん。

それから、大きな3番の結びでごさいます。以上、新町における医療施策について、現状の分析から、将来に向かっての構想について提案いたしますという形でごさいます。なお、地方における医療のあり方は、地方自治体の最大の課題であります。新町において検討すべき課題として上げました内容も含め、新町において医療対策協議会などを設置し十分検討されることを申し添え、新町建設計画策定小委員会の報告としますという結びを加えさせていただいているところでごさいます。

それから、次の5ページ目には、前回の第2回委員会におきましてまとめた内容を8月27日の第7回協議会に報告した内容の写しをつけてごさいます。

参考資料がお手元に一緒に配付されていると思います。この関係につきましてもは、専門部会、幹事会でまとめた現在の3町における医療機関の施設の状況、また経理の状況、その他財産の関係、起債の残高の状況など、施設の関係、運営を一覧表としてまとめた資料でごさいます。これを参考にさせていただきたいと思います。

以上でごさいます。

(平田委員長)

今、駒谷次長の方から説明がありましたが、これに対するご意見がごさいますしたら、お願いしたいと思います。

(大野委員)

せんだっての建設小委員会で検討された資料が載っておりますけれども、言われるように最善だという結論になっておるのですが、その以降、私はきょう全部が反対ということではごさいますせん。ということは内容が少し乏しいなど。例えば、財政支援がきつとあると思います。やはりそういうことをきちっとした上で判断に持ち込みたいなど私は思っているのですが、その後、町長の皆さん、上の方だとかロイヤル病院と折衝があったのかなということをごさいます第1点聞きたいです。

それともう一点、これは資料2と3に載っておりますのですが、病院の参考資料です。瀬棚は特別会計で、大成町の場合は企業会計でなされていると。この間、平田町長の方から、私どもは、特別会計でやって一般会計から繰り入れているというとの答えてしたよね。その違いが出てきているので

はないかなという気が僕はしているのです。北檜山さんも出ておりますけれども。だから、そういうことであれば、会計を統一した金額を知らせてくれなければ。わからないのですよ、私ども。やっぱり企業会計なら企業会計だよ。特別会計は特別会計でわかるのだけれども、それまでもやり方ですから、ただそれであれば、判断材料これは何もつかめないと思うのです。その辺もう一点です。この2点だけ、ちょっと聞かせてください。

(平田委員長)

では、私からご答弁させていただきたいと思います。

実はロイヤル病院さんとは正式には2回ほどその後来ていただいて、町長会議の場所でこういうことで主幹病院についてお願いといたしますか、考えてもらえないかということ。1回目はそういうことでいろいろ話し合いもしました。それで実はきょう午前中にも2回目の話し合いをしまして、先ほど申し上げましたように、前回よりもいろいろ病院の整備計画であるとか、今後の道南ロイヤル病院さんの考え方というものをある程度きょう出していただいたというのが実態ですが、しかし、これは文書でまだ正式にこれこれこうなるよというところこまではまだ出してもらっていませんので、今後できるだけ早く方針が出ましたら、その構想をいただきたいなということできょうお別れしております。

先ほど言いましたように、おおむね主幹病院としての役割を担っていきたいというような考え方は申されておりました。それがロイヤル病院の問題です。

それから、病院会計の問題については、病院であれば企業会計になってしまいますから、当然ここにあるように北檜山国保病院、大成国保病院は企業会計の方式をとっていかなければならなくなります。しかし、診療所については企業会計とれません。これはどこまでも診療所の場合には特別会計でやっていくということになりますから、その内容については、経理の内容について全く異なってくると。言ってみれば、特別会計は一般会計と同じように収支をゼロにするという考え方でやりますから、累積の債務を残すということができないので、どうしてもその年のうちに差し引きゼロにするという考え方が原則になっておりますが、企業会計の場合、それとまた違っていくことになります。

それで、仮に将来全部が診療所になったとすれば、全部特別会計になってしまうという経理問題になっていくのだろうと思っています。

以上でございます。

(大野委員)

よくわかりました。その中で整備計画等、病院と2回ほど折衝されたと聞かされております。大変ご苦労さまでございます。その中で、私言っている財政支援の問題は出てこなかったのでしょうか。どのぐらいかということ。

(平田委員長)

お答えを申し上げますが、具体的な整備計画等がまだ出していないものですから、ただ中においてこれこれ整備をしていきたいと。それに対しては応分の負担をお願いできるだろうかという話がありました。これは二つ考えなければいけない問題があると思うのは、一つは施設設備の整備ということが一つになると思います。それともう一つは、主幹病院を運営していく中における人的な確保の支援であるとか救急体制の受け持つ部分の応分の負担といったものも、できることならば検討してもらえないか、この2点については、金額では示していませんけれども、そういう趣旨については要請があったということは報告申し上げておきます。

ほかにございませんか。

(朝倉委員)

大成町と北檜山の国保病院、これは当面、病院として継続とありますけれども、どの程度をめどにして当面といっているのですか。

(平田委員長)

診療所化の問題ですか、時期的な問題。これも私から答えていいのどうかわかりませんが、実は先ほど駒谷次長の方からもご説明申し上げた中にもございますが、当面という考えの中で3ページの新町における検討すべき課題という中に、①としては、これを診療所化していく中に、診療所をどういう診療所にしていくのかとか、あるいは従来いる職員をどのように、もし余剰人員が出たらどうしていくのかとか、いろいろな問題があると思います。これについては結びの方でも申し上げているように、新町の中で、やはりそういう関係の方々の集まったその協議会、医療対策協議会みたいなものをつくって、十分その辺を協議しながらどういう移行策をやっていくのか、どういう財政方針を持っていくのかとか、そういうことを十分協議していただかなければ、この新町の今の合併協議会の小委員会として、そこまで言及することは難しいのではないかというような考え方で、そういう文面を追加させてもらったということになると思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、この件につきましては第2回の委員会で決定した内容を一部これを変更しながら、小委員会としてのまとめをこのまちづくりプラン策定における附帯意見として、これを法定協議会の方にご報告することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ではそのように決定させていただきたいと思います。

次に、議案第1号の基本施策に係る主要事業の修正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(駒谷事務局次長)

それでは、基本施策に係る主要事業の修正についてでございます。

議案の4ページからでございます。議案の4ページは表紙になってございます。説明はまず議案の6ページからさせていただきます。議案の6ページで網掛けしている部分でございますが、健康増進型地域交流センターの整備ということでございます。この関係につきましては、前回までは基本施策の5、スポーツの振興の項目におきまして温水プールを計画しておりましたものを、名称を変更いたしまして地域福祉の充実の項目に移すというものでございます。前回から事業費の変更はなっておりません。

次に、7ページでございますけれども、網掛けの部分、障害者地域共同作業所の運営の関係でございます。この関係につきましては、北檜山町にこの施設の設置計画があるということから、この運営について追加していくものでございます。

次に、8ページでございますけれども、網掛けの上段の部分でございます。地域水田農業支援緊急整備の関係を追加するというものでございます。これは北檜山地区で実施するものでございますけれども、今般、北海道の事業採択が決まったということから、この関係を追加するものでございます。

次に、下の段の左股地区の一般農道整備の関係でございますが、これは事業主体が北海道でございまして、現在継続中の事業でございます。18年度までの予定でございます。北海道との事前協議におきまして、この関係は道が実施主体の事業であるということから、この計画に載せていくということの意見があったものでございます。その関係から追加していくということでございます。

次に、議案の9ページでございますけれども、温泉ホテル土地取得の関係でございますけれども、この関係につきましては、前回までは事業費の欄に金額が入っていたものでございますけれども、この関係につきましては町の単独事業であること、それと財源につきましては起債などを見込まないと、土地取得基金などで対応する全くの単独事業ということから、事業費を削りまして事業名のみにしていくというものでございます。

次に、議案の10ページでございますけれども、浄化槽設置整備事業の関係でございます。この関係は、前回まで大成地区、瀬棚地区に計画していた部分でございますが、今回、北檜山地区にも追加すると。金額にして2億1,510万円を追加するというものでございます。あわせまして、これが各地区別々に記載していたものを事業名をまとめて1行にまとめたものでございます。

次に、議案の11ページでございますが、ふるさと芸術館建設事業の関係でございます。これは前回までは図書館、郷土館等の整備計画という形で載っておりましたけれども、これを名称を変更するという部分でございます。下段の方の関係は幼稚園保育所一元化施設建設事業の部分でございます。この関係につきましては、前回まで幼稚園の建設の項目を計画しておりましたけれども、その

以前に計画していたものも、幼稚園・保育所の一元化に伴う整備だという関係がございまして、名称をこのように明確化にしているというものでございます。

以上の修正を行った集計表がこの議案の5ページでございます。総事業費で2億1,510万円の増額となっております。起債の額には変更はございません。

以上が主要事業の修正についてでございます。よろしくご協議お願いいたします。

(平田委員長)

ただいま基本施策に係る主要事業の修正についてご説明申し上げましたが、この内容について皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

(大野委員)

この間の小委員会で私、欠席をして申しわけございません。

それで、1点だけお聞きしたいということなのですが、奥村委員の方からたしか台風18号のいろんなことがあって、道道北檜山大成線が宮野の自治会の方から切割りのところまで9時から6時まで交通止めになったと。それと富磯間あるいは太田間が10時まで交通止めになったという観点から私どもの、ちょっと話長くなるのですが、たしか平成15年度まで花歌の縦貫道路というのを改良工事やっていたのです。それで今休工最中でございます。何しろ一般有事の際、あるいは交通止めになった期間、時間が少し長かったということで、私も現場に行きながら、こういう一般の有事の場合どうしたらいいのかなと、緊急患者が出たらいかほどに対応したらいいのかなということをいろいろ模索しながらその日を過ごしたのですが、まずもってごらんのとおり大成町は海岸に面した一本道路なので、毎年台風来ます。そのたびにいろんなことが考えられて、どうしたらいいのかなということで、この前も町長と私この話してみました。そういうことで、優先順位があるということでございますけれども、全体計画、事業計画の中で考えてくれればなど。今日、明日やれと、着工してくれという要望は私はしません。やはり一般有事の際に、このような台風が来たら、また住民から一体「新町になってもさっぱりだね」という声が聞かれるのは間違いないと思います、私。ですから、全体計画の中でこれを何とかして着工にこぎつけてほしいなど。10年間のスパンの長い間考えても、私は過言でないなと思っております。やはりこういう有事の際には、人命財産を守るのが私たちの責務ですから、それと一番私助かったのが、私、下町、久遠地区に住んでいるのですが、農道が東部から役場までついているのです。そして、本陣地区のところがやっぱり交通止めになったということで、その農道を通りながら私は役場に急行したのですが、やはりこれも大変生かされた道路だったなということで私は評価しておりますけれども、そういう意味でもそんな立派な道路でなくても私はよろしいと思う。例えば車道が、幅員が4メートル前後でも行けるなということで。これはあくまでも技術的な問題ですが、一本化された宮野まで何とか複線化された道路を長い計画の中でやってほしいという要望でございます。その辺どうお考えか、たしか奥村委員もその分尋ねるとは思いますけれども、私も町長に折衝しておりますけれども、その辺のことをちょっとお聞かせしてほしいなど。その後で3町の町長同士が話したと聞いておりますけれども、その辺内容

をちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

(駒谷事務局次長)

ただいまの件につきまして、事務局から経過をご説明させていただきます。

前回の協議会におきまして、ただいまお話しされたような提案がありましたので、私ども事務局といたしまして幹事会にまずご相談を申し上げ、これをどのような取扱いにするかということをおまえ、協議させていただいた結果をもって町長会議にもお諮りしましてご検討いただきました。

結果としまして、道路の関係、今回の通行止めの関係を解決する方が先決でなかろうかと。というのは、道道の高潮対策、これらを早期にやっていただくというような道に対する要望が先であろうということがまず話し合われまして、その後、先ほどから話されておりました道路の整備につきましては、幹事会においても新町になってからの将来の課題というふうなことでとらえていってはいかがかというようなことで、今回の事業の中には盛り込まないという結果になっているわけでございます。

以上です。

(大野委員)

よくわかりました。新町の中でぜひ検討してほしいということですから、それもわかります。ぜひ新町になっても、長い間かかってこの着工を私は常々思っております。やはり生命財産を守るのは私らの責務ですから、ごらんのとおり皆さん知っていると思えますけれども、大成町は1本道路だということで、確かに瀬棚さんもそうなのだけれども、花歌地区というのは2回台風でやられているのです。やっぱり高潮対策もさることながら、やっぱり1本の道路だったらちょっと危険性があるなど。情報あるいはいろんな車社会ですから、その辺を要望して終わります。よろしく願いいたします。

(平田委員長)

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、この基本施策に係る主要事業の修正については、原案とおりの決定いたします。次に、議案第1号のまちづくりプランの修正についてを議題といたします。事務局より内容の説明をいたさせます。

(駒谷事務局次長)

それでは、議事日程の③でございます。まちづくりプラン案の修正について説明させていただきます。

ます。

議案につきましては、12ページからでございます。12ページをめくっていただきまして、13ページはこの新町まちづくりプランの34ページからになるわけでございますが、地域別整備の方針でございます。この関係につきましては、新町における整備の方針を定めるものでございます。

内容につきましては、檜山北部の中心的な役割を担う新町としての地域別整備については、現状の土地利用や地域が持つ特性、可能性を大切にしながら、土地利用の基本方針及び将来像実現のための基本施策により進めていきますということで、項目立てを行っております。

まず、全地域の方針と地域別の方針という形になっております。13ページの全地域の方針におきましては、保健・医療・福祉施策というこのプラン作成における主要な課題ととらえている部分を載せてございます。内容につきましては全文読ませさせていただきます。

新町における保健・医療対策を充実させるため、現有の医療資源の改善に努め、公的医療機関と民間の医療機関が相互に連携し合い、診療内容の分担や高度な医療機器の共同利用など、実情に応じて機能させ、住民ニーズにこたえる医療体制を目指します。そのためには北檜山区に既存の医療機関の拡充等を図り、準総合的医療を行える主幹病院を設置し、主幹病院以外の医療機関については、主幹病院のサテライトとしての役割を担う整備を行うとともに、主幹病院では夜間・休日も含めた24時間受け入れ可能な救急医療体制を整えます。大成区については、地理的な条件を考慮し時間外救急患者の対応が可能な整備をします。

また、消防行政においても、救急救命士の育成や搬送自動車の整備により敏速に次の医療につなげる体制づくりをします。

さらに、保健福祉分野との連携のもとに、往診を初め、医師の処方、指示のもとに訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハビリなどを一層推進します。

在宅医療を円滑に運営するため、介護老人保健施設などの整備を行い、既存の保健・福祉施設の有効活用と連携を強化した保健・医療・福祉対策を推進します。

また、町民の健康づくりに資するために、健康増進型温水プールの整備を進めます。

以上が保健・医療・福祉施策の関係でございます。

次に、道路施策では、道路網については、新町の一体化及び活性化、広域的交流の一層の推進や安全性・利便性の一層の向上、交流、ネットワーク化の強化等のため、開発道路北檜山大成線、一般道道北檜山大成線や地域高規格道路渡島半島横断道路を初めとする国道・道道の早期開通・整備を積極的に推進します。

また、身近な生活道路である町道の整備・改良・維持補修等による道路網の整備充実を推進します。

次に、観光施策でございますけれども、新町は道南5大霊場太田神社、奇岩や岩礁、海水浴場、キャンプ場などが続く海岸線や道南最高峰の狩場山、清流日本一にも選ばれた後志利別川など豊かな自然のほか、各地域には温泉保養施設、スポーツ・レクリエーション施設、日本初の洋上風力発電施設などの観光資源を有しています。これらの観光資源を有効に活用しながら、観光拠点のネットワーク化を図り、開発道路北檜山大成線の開通に伴った観光ルートの整備など、新たな観光資源

の開発・整備を推進します。

次に、地域別の方針でございますけれども、大成区でございます。

大成区は地域の基幹産業である水産業については、漁業資源の適切な管理と活用を図り水産業の振興を促進するため、水産資源種苗生産事業の推進、魚類育成施設整備、増養殖事業の推進、魚礁等水産基盤の整備などを積極的に進めるとともに、水産業の生産拠点となる漁港の整備と自然災害から集落の安全を図るため、海岸保全の整備を推進します。

農業については、地域の特性を活かした地域振興作物定着促進事業を推進します。

市街地については、上浦・都区間幹線整備の促進、下水道・上水道の整備、小学校改修など生活規範の整備促進や既存施設の有効利用により、住民の日常生活に必要な身近なサービス機能の充実を図り、地域の拠点として整備を推進します。

地域医療の初期拠点として内科診療所化を位置づけ、医療供給の安心・安全の確保を推進します。

次に、瀬棚区でございます。

瀬棚区は、檜山北部の玄関口として奥尻航路を有する観光の要所であり、その拠点となる地方港湾ではマリンタウンプロジェクトの指定のもと、地域の基幹産業の一つである水産業の振興として「つくり、育て、売る」漁業を核に、静穏海域での大規模な増養殖事業を積極的に推進するとともに、日本初の洋上風力発電施設を建設、さらにそのすぐれた環境は民間による大型風力発電施設の建設に結びつくなど、地域資源を活かした取り組みを進めます。

農林業については、有機農業特区の認定による有機農業の推進を柱に、地域産業と教育が融合した新たな地域ブランドの創出を図ります。教育の森の利用促進と日本一高い茂津多岬灯台への観光客の誘引を図るため、林道の舗装整備を推進します。

診療所を中心に保健センターなどと連携した予防医療の必要性を認識し、一層の保健・医療・福祉の一体的な連携を図るため、痴呆性高齢者グループホームの整備と高齢者対策のための介護老人保健施設の整備、老人ホーム改修整備を進めます。

さらに、市街地の街路灯整備、公共下水道事業及び農漁村地域の合併浄化槽事業を推進します。

次に、北檜山区でございます。

北檜山区は、新町における中心市街地として都市計画マスタープランを作成しながら中心市街地整備事業を行うとともに、商工・観光産業の振興を図ります。また、温泉を活用した足湯施設、幼児から高齢者まで利用できる健康増進型温水プール等を整備し、高齢者・福祉社会に対応した整備を推進します。

基幹産業である農林畜産業については、整備された優良農地の保全及び有効利用、農業基盤整備、農道の整備など農業生産基盤の一層の充実と地区集落の衛生環境整備を推進し、魅力ある農業づくりを進めます。

教育については、幼保一元化を目指すとともに、小・中学校等を整備し、教育・文化の環境の整備を推進します。

さらに、住民の生命財産を守るため、消防施設、防災行政無線を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。

以上が地域別整備の方針でございます。これをまちづくりプランの中に定めていくというものでございます。よろしくご協議お願いいたします。

(平田委員長)

ただいま、まちづくりプランの修正について説明をいたしました。内容についてのご協議をお願いしたいと思います。

どなたか、ご意見ございますか。

(「このとおりでいいです」と言う者あり)

(平田委員長)

このとおりでいいということでございますので、この修正案については原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第1号の④、第8章財政計画の策定についてを議題といたします。事務局より内容の説明をいたさせます。

(駒谷事務局次長)

次に、議案の16ページからでございます。財政計画の関係でございます。

18ページをお開き願います。このページにつきましては、まちづくりプランの64ページからということになります。

まず、この財政計画を策定する上での前提要件というものを定めているわけでございます。

この財政計画は、新町の財政運営の指針となるものです。合併後の10年間について、歳入・歳出を推計するとともに、合併に伴う削減効果、国による財政支援等を反映させ、一層の財政改革を推進することとしているというようなことでございます。

なお、現在、国においては、三位一体改革が進められておりますが、改革途中の現時点では不確定であるということから、現行の行財政制度を基本として推計しているということ、新町においては本計画を指針として、今後の地方財政を取り巻く動向に留意し、必要に応じて修正を加えながら健全財政を基調とした財政運営を図っていくというものでございます。

歳入につきましては、①地方税、②の地方交付税、③の国庫支出金・道支出金、④の地方債という形で、税につきましては現行制度で推計していると。地方税につきましても、合併による算定替制度などを見込んで推計しているというものでございますし、国庫支出金・道支出金におきましては、合併に伴う補助金の財政支援を見込んでいます。地方債につきましては、合併特例債や通常の起債を見込んでいます。

次の19ページにつきましては、人件費の関係では、合併に伴う削減の関係、特別職、議員の削減を見込んでおりますし、一般職員については、新町において定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数に配慮しつつ職員数削減の方向で取り組むことになると。現時点では、合併後

の退職者の補充を抑制することによる一般職の減少を見込んで推計しております。

物件費につきましては、合併直後は需要が見込まれるものとし、行政改革を進める観点から一定の削減額をしていっているということでございます。

扶助費につきましては、過去の実績を踏まえ、人口推計による老年人口の伸びを勘案している。

補助費等につきましては、これも過去の実績を踏まえ、行政改革を進める観点から一定の削減をしているところでございます。

公債費につきましては、合併前に借り入れた起債等に関する償還予定と、合併後新たに地方債を発行して償還する額を見込んでいます。

投資的経費につきましては、先ほど決定いただきました基本施策に係る事業の関係を基本として、事業費を推計していております。

(3)では基金の造成でございますが、新町におきましては、合併に伴って活用できます合併特例債を活用して、基金を造成していくという予定としております。

次に、20ページでございますが、以上のことを条件としまして作成しておりますのが、20ページの財政計画の数字でございます。この内容でございますけれども、別冊の資料がお手元に行っているかと思えます。「新町まちづくりプランの財政計画策定資料（検討原案）」というものがあろうかと思えます。皆さん確認できておりますでしょうか。このような資料でございます。

新町まちづくりプランの財政計画策定資料、1ページ目でございますけれども、ここでは「財政計画策定の考え方」ということで示してございます。内容は先ほど本文の中で説明した内容と変わっておりません。ここでは期間でございますけれども、②平成17年度から26年度までの10年間。ただし財政推計機関は32年度までの16年間ということございまして、後ほどこれにつきましてはご説明させていただきます。経済の動向、④の基準年度でございますが、財政推計するに当たりまして、原則として15年度の決算額、それと16年度の決算見込額、これを用いて計算しております。

次に、2ページ目をお開き願います。この2ページ目の数字が、先ほど議案の20ページで説明した数字になるわけでございます。

次に、3ページ目は、事業の総括表でございまして、基本施策に係る事業の集計でございます。この数字をもとに推計しているということでございます。

次に、4ページ目と5ページ目でございますが、字が小さくて見にくいかと思えますけれども、これにつきましてご説明させていただきます。

まず、4ページ目につきましては、人口の推計と歳入でございます。上の方が人口を推計したものでございまして、これは3月に将来構想を策定した時点での推計した内容と同じ、それと今回のまちづくりプラン策定に当たっての人口推計をしたというものでございます。

まず、収入の状況でございます。

左側に項目が載っておりますが、一つ目としまして、地方税でございます。この地方税の関係につきましては、人口をもとに推計をしているところでございます。法人税、固定資産税、その他の税については、16年度の数字を用いて横ばいで推計しているところでございます。

次に、二つ目の地方譲与税から地方特例交付金、8番目の交付金までは16年度の数字を横ばいで

推計しているものでございます。次に、地方交付税の関係でございますが、この関係は、普通交付税のところでは、16年度から10年間で3割、30%削減されるものと想定して段階的に削減しているところでございます。その後、5年間で1割、10%の削減を想定しておりまして、この15年間での削減は4割の削減を想定して、つくっているものでございます。

ここで、(4)の合併直後の臨時的経費分ということで、総額2億円を5年間で交付されることを見込んでおります。4,000万円ずつ5年間で合併に伴って交付されるというものを見込んでいるわけでございます。

次に、特別交付税につきましては、16年度値を横ばいで推計しておりますけれども、それに加えて新たな交付税措置ということで総額で6億3,000万円、これを3年間で交付されるということを見込んでおります。そのほかの交付金、使用料などは16年度数値を横ばいで推計してございます。

分担金・負担金については、推計人口によって推計していつているということでございます。

次の国・道の支出金につきましては、14年度から16年度の投資的経費に対する比率の平均を出しまして、これに各推計年度の投資的経費を掛け合わせて見込んでいるというものでございます。ここで国の支出金でございますけれども、合併補助金としまして、合併に伴って交付される補助金、総額2億1,000万円を3年間で受けるという推計をしているところでございます。

財産収入、寄附金、諸収入等につきましては、14年度から16年度までの実績を最小値を押さえて推計しているというところでございます。

繰入金の関係につきましては、この関係は後ろの方にも関係するわけですがけれども、積立金の基金の残高がある場合で、それぞれの単年度の収支が赤字、要は不足する場合は、この基金の方から繰入金として充当し、均衡を保っているというものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度の収支が黒字の場合は、それを計上していきます。赤字の場合は、ゼロという形で推計しております。

地方債につきましては、14年度から16年の各年度の事業に対する比率を計算いたしまして、これを各年度ごとに推計していつているというところでございます。

ここで一番下の行でございますけれども、合併特例債基金分としまして、平成20年度から22年度までの3カ年で合計14億4,000万円の特例債を活用して基金を造成するというところで計画しております。この20年からとすることにつきましては、まず一つ目は、合併後に新町スタートしてから財政的な体力をつけるという部分で、この3年間の期間を3年間ずらした形で計画しているのがまず1点。そして17年、18年、19年につきましては、既に各町が発行しております起債の償還はこの19年度あたりまで高い率で続くということから、そのピークを越えてから新たなこの財政基金をつくるための起債を発行していくということが得策ということの考えから、これは20年度からとしているところでございます。

次に、5ページ目の歳出の関係でございますけれども、まず人件費の関係でございます。これは16年度数値をもとにしまして、合併に伴って段階的に削減し、退職者を不補充ということで推計し

てございます。人件費の中には、特別職、議員、各種委員などの経費も含んでおります。

次に、物件費の関係につきましては、これは合併に伴うスケールメリットや、重複する事務事業の是正などを見込んで、合併後段階的に削減する推計でございます。ただし、合併直後の3年間、これには合併に伴う臨時的な経費がかかるという部分でこれを見込んでおります。

次に、維持補修費の関係では、16年度数値をもとにして横ばいの推計でございます。扶助費についても、同様の考え方でございます。

それから、補助費等につきましては、これは合併に伴って重複事業の是正などが行えるという見込みを段階的に削減しているわけでございます。

次に、公債費の関係につきましては、先ほども説明しましたが、3町で既に発行している起債の償還、それに合併後に発行する起債の償還これが出てくるわけでございますが、それらを計算し推計しているところでございます。

繰出金につきましては、これは合併に伴って特別会計等で事務事業の重複する部分を是正できる、削減をできるという効果を見込んで推計しているものでございます。

積立金につきましては、単年度それぞれ収支の関係で黒字が出た場合は、その2分の1を積み立てていくということでございます。

それから、特例債を活用した基金の積み立て、先ほどご説明しましたが、20年度から3年間で積み立てを計算しているところでございます。

次の投資的経費の関係につきましては、主要事業の集計、これらの集計した事業費総額を平均に10年間で配分し、推計しているところでございます。ただし、17年度につきましては、年度途中の合併であるということを想定して、一定額の10億円という推計を行って、残った額を9年間で均等に推計しているということでございます。なお、平成27年度以降は、一定額横並びで推計しているところでございます。

この事業の実施の関係でございますが、これは国・道の補助の採択の関係、さらには新町の町長の政策によって実施していくものでございますので、総事業費を均一に案分したというものでございます。

以上が歳入と歳出の推計でございます。これを差し引きしたものが、下の表になって上段でございます。17年度から19年度までは差し引きゼロとなっております。これは内容の説明でも申し上げました基金から繰り入れしての収支の均衡を保っているという関係からの推計で、これがゼロになるわけでございます。実際に決算する段階では、不用額などがあるわけでございます。これが予算規模90億を越す予算規模から想定しますと、不用額で少なくとも5,000万から1億の決算による繰越額が出てくるのではないかとこの予想が立つわけでございます。

20年度から25年度までは記載のとおり黒字という形になっております。26年度ではゼロという形でここでは起債の償還が年々ふえてくるという形になります。

次に、基金の欄でございますけれども、この関係は積立金のところでもご説明いたしましたけれども、毎年度黒字の場合はその2分の1を基金に積み立てるということになっておりますので、それと、歳入が不足した場合はここから繰り出しするという推計を行ってございます。

これの出し入れを行っての推計が記載のとおり、合併10年後の26年度には21億4,000万円、15年後には18億円という推計でございます。この20年度から3年間は特例債を活用した基金の造成がありますので、ここで基金の残高が大きくなっているものでございます。

なお、ただいまご説明した基金の関係につきましては、特定目的基金を除いたものでございます。ですから、財政調整基金、それと減債基金、それとただいま申し上げました振興基金の関係の残高でございます。

以上が歳入歳出、基金についての内容でございます。この内容を平成17年度から26年度の10年間にこの議案の20ページに記載しているわけでございます。まちづくりプランに載せていきたいという考えでございます。

以上でございます。よろしくご協議お願いいたします。

(平田委員長)

1時間過ぎましたし、数字が細くなりましたので、暫時ここで休憩したいと思いますが、10分ほど休憩いたします。

(休	憩)	(午後2時41分)
(再	開)	(午後3時05分)

(平田委員長)

では、休憩を閉じて会議に入らせてもらいますが、先ほどの説明について、そのほかご発言がございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

ないようですので、これを原案のとおり策定することについて決定させていただきます。

次に、日程第3、議案第2号の新町まちづくりプラン、ダイジェスト版の作成についてを議題にいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(小板橋書記)

議案第2号 新町まちづくりプラン、ダイジェスト版の作成について、事務局から説明させていただきます。

本日も協議いただきました新町まちづくりプランをもとに、ダイジェスト版を作成する作業を進めているところでございます。本日配付させていただきましたこのような冊子があるかと思います。新町まちづくりプラン（ダイジェスト版）という冊子でございますけれども、これが原案でござい

まして、これをもとに協議いただきまして、これから文章の構成やレイアウト等の変更を加えていきたいと考えてございます。

この冊子の案について、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目お聞き願います。1ページ目にはまずページが来ますが、この下の方の下地に、イラストマップというグレーの部分がございまして、ここには3町のマップをイラストで表現していきたいと考えております。

2ページにつきましては、新町まちづくりプランの3ページから5ページの合併の必要性を項目ごとに掲載しています。

続きまして、3ページをお願いいたします。ここにはプランの7ページから9ページの3町の概要を掲載しています。4ページには、プランの17ページ、18ページ、人口の見通しを掲載しております。

続きまして、5ページ、6ページでございまして、ここにはプランの30ページ、まちづくりの基本方針を掲載しています。なお、この5ページの方の下の方にありますけれども、このページ以降にもありますが、グレーの部分がありますが、これにつきましてはイラスト等が挿入されてくる予定となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページから10ページにつきましては、プランの38ページから58ページにあります六つの基本施策を施策ごとに説明し、このグレーの部分にはそれに係る主な事業等を掲載していこうと考えております。

続きまして、11ページをお願いいたします。この11ページ、12ページには、先ほど協議いただきましたプランの34ページから36ページの地域別整備方針ということで、全地域の方針と地域別の方針を掲載しております。続きまして、13ページ、14ページでございまして、ここにも先ほど協議いただきましたプラン64ページから66ページの財政計画を掲載しております。

続きまして、15ページから18ページは、合併協定項目の直接住民にかかわりのある項目を、わかりやすくこのように表現していきたいと考えております。

以上がダイジェスト版の案でございまして。

なお、このダイジェスト版の作成日程でございまして、本日も協議いただきました内容で原稿の変更を行い、次回の小委員会には仕上げの段階のご協議をお願いして仕上げていくものでございます。そして、11月上旬に開催が予定されています協議会に報告し、11月11日ごろには3町の全戸に配布していきたいという日程を予定しているところでございます。よろしくご協議お願いいたします。

(平田委員長)

今、説明ございましたので、このダイジェスト版についての皆さんのご意見をいただきたいと思っております。何かございますか。

まだ完成品ではないので、さらにこれを詰めていって、より見やすく、より内容のあるものにしていきたいと。そして、次回の小委員会でいわゆる完結版をお示しをしていきたいと、こういう説

明でございますが、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、皆様にお諮りいたしますが、きょう予定いたしました議案すべて、これで終了いたしました。

本日の協議会をここまでといたしまして、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(平田委員長)

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。

次回の最終の委員会になるというふうに思いますが、11月2日ごろを予定しております。よろしくお願い申し上げます。

4. その他

(平田委員長)

その他の事項として、皆さんから何かございましたら、お願いします。

(駒谷事務局次長)

先ほどご説明漏れておりましたけれども、皆さんのお手元にせたな町新町まちづくりプラン(案)という冊子が行っているかと思えます。それと、新町まちづくりプラン別冊資料、この事業のまとめたものでございます。本日までご協議をいただきました内容を全部まとめたものがこの2冊に集約されるわけでございます。これをもって、22日の合併協議会の方に新町まちづくりプランの案という形で小委員会からご報告をしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

5. 閉 会

(平田委員長)

それでは、以上で本日の会議を終わらせていただきます。

きょうは大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後3時11分)